

第2回 ヴォルフスブルグ市国際青年会議 参加者募集要項

1. 目的

豊橋市とパートナーシティ協定を結ぶドイツ連邦共和国ヴォルフスブルグ市で開催される「ヴォルフスブルグ市国際青年会議」に豊橋市内在住の青年を派遣し、ヴォルフスブルグ市及びその姉妹都市から集まる同世代の青年らと様々なトピックスについての意見交換や社会貢献活動を行うことで、他国の暮らしや文化、価値観の違いを学び、国際社会で活躍できる人材の育成を図るとともに、その体験について発表の機会を設け、市民の国際理解、国際的関心を高めることを目的とする。

2. 主催

豊橋市、ヴォルフスブルグ市

3. 募集人数 若干名

4. 派遣概要

- (1) 派遣先 ドイツ連邦共和国ニーダーザクセン州ヴォルフスブルグ市ほか
- (2) 派遣期間 令和5年5月1日(月)から5月8日(月)まで(予定)
※航空券の購入状況により、出発日が4月30日(日)となる場合がある。
※航空会社は未定
- (3) 引率者 1名(本市職員)
- (4) 会議概要 ヴォルフスブルグ市の姉妹都市15都市から、社会貢献活動や自然保護活動に従事する(したことがある)16歳から21歳までの青年が集まり、午前は様々なトピックスについてのディスカッション、午後は屋外での活動(施設見学等)を行う。

5. 応募資格 下記の各号全てを満たす者

- (1) 豊橋市在住で日本国籍又は定住・永住者資格等を有し、青年会議参加時に16歳から21歳までの高校生または大学生(ただし、応募時に中学生でないこと。)
- (2) 地域貢献活動(清掃活動、ボランティア活動等)に従事した経験があること。
- (3) 事前説明会や出発前・帰国後報告会等の全日程に参加できること。
- (4) 心身ともに健康で、ドイツでの活動(国際会議、社会貢献活動、ホームステイ、他市学生との交流)に意欲的に参加できること。
- (5) 主催者や引率者の指示に従って規律ある行動や団体生活ができること。
- (6) 英語でディベートができる程度の英会話力があること。
トピックス例) 子どものためのレクリエーション活動、子どもの健全な成長について、差別や偏見に対する取組み、情報リテラシー、子どもや若者たちの地域における取組み等
- (7) 応募時に18歳に満たない者の応募に際し、保護者の同意があること。

6. 負担経費 原則なし

※豊橋駅から目的地までの航空賃及び鉄道賃は、豊橋市が負担する。

※本会議のために発生する移動、宿泊費等については、ヴォルフスブルグ市が負担する。

※但し、派遣決定者に提出してもらった健康診断書作成料、及び私的な土産代や本会議以外で発生する食費等については参加者各自で負担することとする。

7. ドイツでの宿泊について

本会議開催中の宿泊場所はヴォルフスブルグ市が指定するヴォルフスブルグ市内及びベルリン市内のユースホステルとする。参加者は一部屋をヴォルフスブルグ市の他姉妹都市の学生と4人でシェアすることとする。

8. 応募方法

別紙参加申込書に必要事項を記入の上、豊橋市多文化共生・国際課へ提出する。提出方法は、原則としてメール、FAX又は郵送のうちいずれかとする。応募時に18歳未満の者は、保護者の同意を確認する必要があるため、メールで提出する場合は、申込書に加え、申込書中の同意欄へ保護者の押印があることが分かる写真を添付すること（原本は面接時に持参すること）。

9. 応募の締め切り

令和5年2月15日（水）午後5時00分までに必着のこと。

10. 選考方法

(1) 1次審査：書類（参加申込書）による審査 ※2次審査予定人数：9名程度

1次審査の結果については、2月20日（月）にメール及び郵送にて発表。

(2) 2次審査：日本語と英語による面接

面接予定日：2月25日（土） 10時～12時30分、13時30分～15時00分までの間の30分間

11. 派遣者の決定

(1) 2次審査結果を3月初旬までに通知（内定）

(2) 健康診断書を提出し、決定

12. その他

(1) 報告書の提出等

帰国後、1ヶ月以内に指定する報告書を提出すること。報告書は市役所ホームページに掲載される。また、会議参加中のSNSによる投稿、豊橋市国際交流協会の情報誌や市民向け講座等で、体験談の発表を予定。

(2) 派遣期間中の事故等

出発後、本人の責めによる事故、疾病及びそれに伴う損害が発生した場合は派遣者本人と保護者の責任とし、主催者や派遣先機関の指導・管理の及ばない偶発的な事故、疾病などによる損害について、主催者や派遣先機関並びに引率者が責任を負わないことを了承すること。また、旅行中に生じた損害は豊橋市の加入する海外旅行傷害保険で賄う。ただし、同一行動をとることが不可能となった者の帰国に要する一切の経費は自己負担とする。

(3) 本件は豊橋市令和5年度予算で実施される事業のため、予算の議決後に会議への派遣が正式に決定される。

申込先、問合せ先 豊橋市役所 市民協創部 多文化共生・国際課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所東館12階）

TEL 0532-51-2023 FAX 0532-56-2110 e-mail kyoseikokusai@city.toyohashi.lg.jp